

別添

沖縄県警察が行う不発弾等の処理要領

1 目的

この要領は、自衛隊法及び関係4省庁通達（昭和33年7月4日付防衛事務次官、警察庁次長、自治事務次官、通商産業事務次官通達「陸上において発見された不発弾等の処理について」）等に基づき、不発弾を適切に処理することを目的とする。

2 不発弾取扱い上の注意事項

- (1) 県民の安全確保を最優先する。
- (2) 不発弾は、原則として発見現場から動かさない。
- (3) 不発弾の危険性を軽視しない。
 - ア 不必要な人員を不発弾に近づけない。
 - イ 不発弾かどうか判然としない場合は不発弾として取扱う。
 - ウ 不発弾は常に爆発する可能性があるものとして取扱う。

3 不発弾発見時の措置

(1) 現場臨場時の報告要領

不発弾の発見通報を受けて現場臨場した際は、発見者から発見状況を聞き取り、発見場所や周囲の状況を確認した上で、不発弾を動かしたり姿勢を変えたりせずに直径及び長さを測定し、所属の生活安全課担当者又は当直員（以下生活安全課担当者等という。）に調査結果を報告する。

不発弾の寸法を測定する際は、できる限りメジャーを不発弾に当て、その状況を写真撮影することが望ましいが、不発弾に近づくことが困難な場合はその旨を報告すれば足りる。

特に、不発弾が発煙していた等の理由で、現場臨場時既に土等を被せて危険防止の措置がとられている場合は、再度土等を取り除いて不発弾の寸法を測定する行為は厳に慎むこと。

(2) 処理方針の判断

現場警察官から報告を受けた生活安全課担当者等は、不発弾の寸法を以下の項目に照らし合わせて処理方針を判断すること。

ア 不発弾の直径が2cm以上の場合

生活保安課担当者又は本部当直員（以下生活保安課担当者等という。）を通じて陸上自衛隊第15旅団第101不発弾処理隊（以下自衛隊という。）に緊急回収を要請する。

イ 不発弾の直径が1.27cm以上2cm未満の場合

直径が1.27cm以上の場合、頭部に信管や雷管を有していたり、黄リンが充填されて危険な場合もあることから、生活保安課担当者等を通じて発見された不発弾の状態（充填物の有無等）を自衛隊に説明し、緊急回収の要否について助言を受けること。

ウ 不発弾の直径が1.27cm未満の場合

盗難防止のため所属の保管庫又はそれに準ずる場所（駐在所武器庫、発見場所を管轄する自治体の保管場所等）に一時的に保管する。

(3) 緊急回収要請

生活安全課担当者等は、以下の項目について生活保安課担当者等を通じて、自衛隊に口頭で不発弾の緊急回収について事前通報を行う。

ア 発見場所

- 発見場所の地番が不明な場合は、直近の建物から地番を取ること。

- 発見場所がどのような現場であるかも伝えること。(畑、遺骨収集作業現場等)
- 発見場所が工事現場の場合は、工事の別を明らかにすること。(道路工事、水道工事、住宅建設工事等)
- 現場の特異状況についても詳細に伝えること。(車両乗入れ不可、一部水没等)
- イ 不発弾の種類
 - 爆弾、砲弾、手榴弾、小火器弾等の別を報告すること。
 - 分類が判然としない場合は「不発弾ような物」として報告すること。
- ウ 寸法 (直径×長さの計測値)
- エ 数量
- オ 臨場警察官の氏名及び連絡先

(4) 警戒措置等

自衛隊による不発弾の処理が完了するまでの間、警察は公共の安全のために必要な警戒措置をとるものとされている。

よって、現場臨場警察官は、独自の判断で現場を離れることは厳に慎み、所属の生活安全課と連携して、以下の措置をとること。

- ア 可能な場合は土のう等で不発弾を保護し、現場保存を徹底する。(動かさないことが原則)
- イ 周囲の火気、可燃物を除去する。
- ウ 必要に応じて縄張りを設置する等し、立入禁止の措置をとる。

(5) 緊急時の措置 (不発弾が発火、発煙している場合)

- ア 不発弾の周囲少なくとも100m以内は立入禁止とする。
- イ 速やかに砂、土等をかぶせ、空気から遮断する。
ただし、発煙が多い場合は、発火、発煙地点に近づかない。
- ウ 自衛隊、消防署に通報する。

4 処理要領

(1) 定期回収

生活安全課担当者は、3(2)で、直ちに爆発する危険性がないと判断した不発弾を一時的に所属の保管庫におき、その旨を生活保安課に報告する。

報告を受けた生活保安課の担当者は、定期回収を要する不発弾の保管状況について1月毎に取りまとめ、自衛隊に文書で回収の要請を行い、日程調整の上で定期的に自衛隊に不発弾を引き継ぐこと。

(2) 現地処理

爆発等の危険性が高い不発弾は、発見現場で爆破処分するか、安全化(信管破壊・離脱等)措置後、沖縄県の保有する保管庫に搬入される。

上記処理作業は危険を伴うことから、生活安全課担当者は発見された不発弾が現地処理を要すると判断された場合、その旨を発見場所を管轄する市町村役場の担当者及び生活保安課に速報すること。

現地処理計画については関係機関等と十分な調整を図り、処理に際して自衛隊から要請があれば、所属において危害防止上必要な住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒措置を実施すること。

(3) その他

ア 離島で発見された不発弾の処理について

所属が管轄する離島で発見され、3(2)で一時的に駐在所武器庫又は発見場所を管轄する自治体の保管場所等で保管されている不発弾は、適宜適切な方法により所属の保管庫に運搬した後、4(1)の方法で処理すること。

上記不発弾は、処理が完了するまで長期間を要する場合もあることから、生活保安課担当者及び所属の生活安全課担当者は、相互に連携して不発弾の保管状況を定期的に確認する等して紛失防止に努めること。

イ 戦後弾の取扱いについて

4(1)の定期回収を実施した結果、戦後弾と判断されて自衛隊が回収しなかった不発弾等があった場合、生活安全課担当者はその旨を生活保安課に報告し、処理について検討すること。

5 報告要領

- (1) 生活安全課担当者は、取り扱った不発弾等の発見状況について、「不発弾等発見報告書」を作成し、発見された不発弾が自衛隊によって回収されたときは、自衛隊から交付された「爆発物件受領証」を添えて生活保安課へ迅速に報告する。
- (2) 自衛隊に緊急回収を要請した結果、実際には不発弾ではなかった場合でも、不発弾発見報告書を作成し、備考欄にその旨を記載すること。
その場合、不発弾の弾種の欄には「不発弾ような物」と記載すること。